

全国高P連賠償責任補償制度 加入者票

令和4年度

(下欄についてはご自身でご記入のうえ、お手元に保管ください)

生徒(児童)のお名前	
所属PTA(学校)名	
証券番号	Y901272522
補償期間	補償開始日～令和5年4月1日午後4時

自転車事故の防止と
万一への備え

万一、自転車事故で
加害者になったら…

私の学校生活は
どうなるの？

スマホを見てた
ばかりに…

現場検証や家裁への
出頭ってどういうこと？



全国高P連

検索

<http://www.zenkoupren.org/Index.html>

(※)補償開始日はPTAの加入手続日により異なりますので、各所属のPTAにご確認ください。

(※)PTA会員でなくなった時点で補償は自動的に終了します。

皆様は以下の補償制度に既にご加入されています。
本票はその証ですので、特段のお手続きは不要です。

生徒(児童を含む。以下同様)の活動が多様化していく中で、期せずして事故を起こして加害者となり、巨額の賠償責任を負う可能性も多くなるものと思われまます。本補償制度は生徒ひとりひとりをこうした賠償事故から守り、健全な育成を支援するための制度です。

万一の事故にそなえ、大切に保管ください

1 対象となる事故の範囲

	補償を受けることができる方(被保険者)	補償の範囲
児童・生徒 賠償責任担保条項	<ul style="list-style-type: none"> 生徒 生徒の親権者等の 法定監督義務者 <p>※本制度は生徒の行為により、親権者等の法定監督義務者の方が賠償責任を負う場合も補償の対象となります。</p>	<p>日本国内における 生徒の行為に起因する賠償責任を24時間補償します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒に過失があった場合が対象となります。 (インターンシップ中・ボランティア活動中・課外授業中の賠償事故も、生徒に過失があれば対象となります。) ◇学校管理下での事故→ 授業中、部活動中等のいわゆる学校管理下の事故の場合、生徒だけでなく、学校も管理責任を問われるケースが多いと考えられます。本保険で対象とするのは生徒が法律上の賠償責任を負った部分のみとなりますのでご注意ください。生徒の過失が認められた部分については学校管理下であっても補償の対象となります。
管理者 賠償責任担保条項	P T A	P T A管理下(注1)における日本国内でのP T A活動(注2)の遂行に起因する賠償責任およびP T Aの借用している財物損壊等に対する賠償責任を補償します。

(注1)「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督または指導下において「PTA活動」を行っている間をいいます。ただしPTAの構成員であるPTA会員および生徒がPTA活動に参加するための所定の場所と自宅との往復途上は「PTA管理下」には含まれません。

(注2)「PTA活動」とは、日本国内においてPTAの目的をもってPTAが企画・立案し主催する学習活動または実践活動であって、PTA総会、運営委員会における決定などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定されたものをいいます。

2 事故の際は

事故が発生した際は、保護者・生徒または教職員等、いずれか適当な方がすみやかに、下記フリーダイヤルへ次の事項をご連絡ください。各都道府県の東京海上日動損害サービスセンターが対応致します。①「全国高P連の制度」と必ずお申出ください。②学校名 ③事故発生日時 ④事故発生場所 ⑤加害者の氏名 ⑥被害者の住所氏名 ⑦事故の原因 ⑧被害の程度 ⑨その他の必要事項

【ご注意】1.ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
2.この保険は、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、東京海上日動からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置ください。
3.この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

全国高P連賠償責任補償制度事故受付電話

(フリーダイヤル) 0120-720-110

東京海上日動安心110番